



平成24年2月10日

各 位

会 社 名 株式会社TKC
代表者名 代表取締役社長 角 一幸
(コード番号9746 東証第1部)
問合せ先 代表取締役 副社長執行役員 岩田 仁
経営管理本部長
(TEL 03-3235-5511)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成24年2月10日開催の当社取締役会において、会社法第236条、同法第238条及び同法第240条の規定に基づき、当社の取締役及び監査役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社では、平成22年10月に「骨太の方針」と題する向こう10年間の経営目標を設定いたしました。これにあわせ、「骨太の方針」達成のため、取締役等に対する目標達成度合いに応じて支給する中期のインセンティブ報酬を設計することとし、取締役及び監査役に対する株式報酬型ストックオプションを発行することにしました。

中期のインセンティブ報酬は、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役および監査役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的としております。

II. 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の名称

株式会社TKC 第1回 新株予約権

2. 新株予約権の総数

270個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役（社外取締役を除く） 9名 244個

当社監査役（社外監査役を除く） 2名 26個

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した金額とする。

なお、当該価額は、新株予約権の公正価額であり、会社法第246条第2項の規定に基づき、取締役及び監査役が当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺するものとする。

7. 新株予約権を行使することができる期間

平成24年3月13日から平成59年3月12日までとする。

8. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目日が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、第12項に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

11. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

12. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものと

する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第4項に定める新株予約権の目的である株式の種類及び数に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

第7項に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第7項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第9項に定める新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の行使の条件

第8項に定める新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得条項

第10項に定める新株予約権の取得条項に準じて決定する。

13. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

14. 新株予約権を割り当てる日

平成24年3月12日

15. 新株予約権の行使請求受付場所

当社経営管理本部総務部（又はその時々における当該業務担当部署）

16. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

三菱東京UFJ銀行 神楽坂支店

（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）

17. 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券は発行しない。

以上